

国家公務員法等の一部を改正する法律附則第4条第1項の政令で定める日等を定める政令について

## 1. 政令の概要

- 「国家公務員法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第108号。以下「改正法」という。）附則第4条（改正法附則第10条及び第11条において準用する場合を含む。）に規定する「施行日〔平成20年12月31日〕から3年を超えない範囲内において政令で定める日」について、平成21年12月31日と定める。
- 以上に伴い、「職員の退職管理に関する政令」（平成20年政令第389号。）及び「特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令」（平成20年政令第390号。）の関係規定の整理を行う。

## 2. スケジュール

- 閣 議：平成21年3月31日
- 公 布：平成21年4月3日